

(広報係)

庁舎見学について

1 見学

◆学校団体見学の際の注意事項（別紙C「見学の際の注意」参照）

◆写真撮影

学校団体が写真撮影できるのは大法廷及び正面玄関の外階段部分の2か所。

いずれも撮影は、教師又はカメラマンのみ。

一般の団体（生涯学習コース）が写真撮影できるのは正面玄関の外階段部分のみ。撮影は、団体の責任者又はカメラマンのみ。

個人の見学（一般見学）については、写真撮影を認めない。

●大法廷【見学風景の撮影】

特に時間を設けず、案内者が説明している間の時間に撮影を認める。

大法廷から退出するときに撮影して、退出に時間がかかる学校もあるので注意。

●正面玄関の外階段部分【クラスやグループ単位での記念撮影】

集合写真として撮影可。階段から離れて撮影したり、個々に撮影したりするの厳禁。

◆写真の使用範囲

原則、見学記念として、個人の鑑賞用に限り使用可。

ただし、学校行事（一般の団体にあっては、研修行事等）の記録化や卒業アルバムでの掲載など、内部的な使用においては、使用可。

パンフレット等に掲載したり、インターネット上に公開するなどして、不特定多数の者が閲覧可能な状態に置くことは認めない。

◆車いすの使用

広報係（内線3156）に連絡する。

【車いすの場合の経路】

外→正面玄関 階段の移動が困難な場合、北玄関へ誘導
正面玄関→大ホール 図書館棟エレベーター
大ホール→大法廷 スロープ

【車いすの保管場所】

南玄関ロッカー

2 見学の際の配布物

(1) 学校団体

ア 次のものが入った封筒を1部配布

- ・裁判員制度ナビゲーション
- ・司法の窓
- ・法廷ガイド

イ そのほか、団体見学の先生及び生徒に対し、1人1部ずつ「裁判所ナビ」を配布

(2) 一般の団体（生涯学習コース）及び個人の見学（一般見学コース）

1人1部ずつ「裁判所ナビ」を配布